



鳥取県公報

平成14年3月29日(金)
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	栄養士法施行細則(18)(健康対策課).....	2
	鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則(19)(消防課).....	7
	鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則(20)().....	9
	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(21)(県民室).....	12

——— 公布された規則のあらまし ———

栄養士法施行細則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、栄養士法、栄養士法施行令(以下「政令」という。)及び栄養士法施行規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。こととした。

2 免許申請書(第2条関係)

栄養士免許申請書の様式を定めることとした。

3 名簿訂正・免許証書換え交付申請書(第3条関係)

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書の様式を定めることとした。

4 名簿登録抹消申請書(第4条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書の様式を定めることとした。

5 免許証再交付申請書(第5条関係)

栄養士免許証再交付申請書の様式を定めることとした。

6 書類の経由(第6条関係)

政令によって知事に提出する書類は、保健所長を経由しなければならないこととした。

7 施行期日

この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則

1 消防表彰に係る申請手続に関する規定を削ることとした。(旧第6条関係)

2 表彰旗及び竿頭綬の形状及び制式について所要の改正を行うこととした。(別表関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

1 消防顕彰金の授与に係る具申手続に関する規定を削除することとした。(旧第4条～旧第6条、様式第1号～様式第3号関係)

2 鳥取県消防顕彰金審査会の副会長を廃止することとした。(旧第8条、旧第9条関係)

3 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

(新第9条関係)

- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 当該公務員の権利益を不当に侵害するおそれがあるため開示しないこととする情報に警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名を加えることとした。(第6条関係)
- 2 公安委員会及び警察本部長が鳥取県情報公開条例における実施機関となる期日を平成14年4月1日とすることとした。(附則関係)
- 3 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

規 則

栄養士法施行細則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第18号

栄養士法施行細則

栄養士法施行細則(昭和27年鳥取県規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、栄養士法(昭和22年法律第245号) 栄養士法施行令(昭和28年政令第231号。以下「政令」という。)及び栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許申請書)

第2条 政令第1条第1項の申請書は、様式第1号によらなければならない。

(名簿訂正・免許証書換え交付申請書)

第3条 政令第3条第2項の申請書及び政令第5条第4項の申請書(同条第1項に係るものに限る。)は、様式第2号によらなければならない。

(名簿登録抹消申請書)

第4条 政令第4条第1項の申請書は、様式第3号によらなければならない。

2 政令第4条第3項の規定による申請は、様式第3号による申請書を提出してしなければならない。

(免許証再交付申請書)

第5条 政令第6条第1項の規定による申請は、様式第4号による申請書を提出してしなければならない。

(書類の経由)

第6条 政令によって知事に提出する書類は、保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

栄養士免許申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

本籍地都道府県名(国籍)

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

性 別

電話番号

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正行為を行ったことの有無(有の場合には、違反の事実及び年月日)
有・無 _____

添付書類

- 1 厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し(戸籍の表示(本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨)を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号(第3条関係)

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

栄養士法施行令第3条第1項(及び第5条第1項)の規定により栄養士名簿の訂正(及び免許証の書換え交付)を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

記

登 録 番 号		第	号
登 録 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 事 項 (該当するものを で囲むこと。)	本籍地都道府県名(国籍)	氏名
	変 更 前		
	変 更 後		
	変 更 年 月 日	年 月 日	

注1 名簿の訂正の申請をする場合には、申請の原因たる事実を証する書類を添付すること。

2 書換え交付の申請をする場合には、栄養士免許証を添付すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第4条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

職 氏 名 様

栄養士法施行令第4条第1項(第3項)の規定により、栄養士名簿登録の抹消を下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

記

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
抹 消 理 由 (該当するものを で囲むこと。)	死亡 ・ 失踪 ^{そう} ・ その他
抹消理由の生じた年月日	年 月 日

注1 栄養士免許証を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第5条関係)

栄養士免許証再交付申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

栄養士免許証の再交付を受けたいので、栄養士法施行令第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

記

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
再 交 付 申 請 の 理 由 (該当するものを○で囲むこと。)	破った ・ 汚した ・ 失った

注1 破り、又は汚した場合には、その栄養士免許証を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第19号

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則

第1条 鳥取県消防表彰規程（昭和29年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

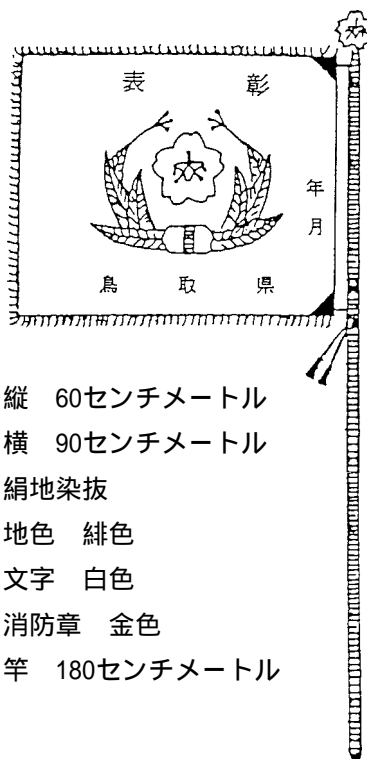
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（表彰の時期）</p> <p><u>第6条</u> 表彰は、毎年4月に行うものとする。ただし、<u>第3条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる表彰で即時に表彰する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第7条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>（表彰申請の手続）</p> <p><u>第6条</u> 市町村長は、当該年度において第3条の規定に該当するものがあると認めるときは、1月末日までにその事績を調査して知事に申請するものとする。</p> <p>2 第3条第1項第1号、第2号又は第5号に定める表彰で即時表彰する必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず直ちに申請するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、表彰の申請の手続は、知事が別に定めるところによるものとする。</p> <p>（表彰の時期）</p> <p><u>第7条</u> 表彰は、前条第2項に定める即時表彰のほかは、毎年4月に行うものとする。</p>

第2条 鳥取県消防表彰規程の一部を次のように改正する。

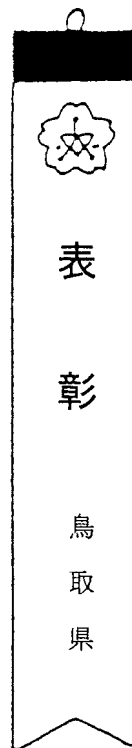
別表表彰旗の項及び竿頭綬の項を次のように改める。

表 彰 旗



縦 60センチメートル
 横 90センチメートル
 絹地染抜
 地色 緋色
 文字 白色
 消防章 金色
 竿 180センチメートル

竿 頭 綬



縦 90センチメートル
 横 8センチメートル
 絹地染抜
 地色 白色
 文字 黒色
 消防章 金色刺繍
 裏面に表彰年月を入れる

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和44年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（遺族の範囲、順位等）</p> <p>第3条 顕彰金を受けることができる遺族は、消防吏員及び消防団員（以下「消防団員等」という。）の死亡の当時において次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年<u>3月</u>鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（遺族の範囲、順位等）</p> <p>第3条 顕彰金を受けることができる遺族は、消防吏員及び消防団員（以下「消防団員等」という。）の死亡の当時において次の各号の<u>一に</u>該当する者とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2～4 略</p> <p>（具申手続）</p> <p>第4条 <u>市町村又は市町村の消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長（市町村の消防の一部事務組合にあっては、管理者又は代表理事をいう。以下同じ。）は、当該市町村等に勤務する消防団員等が条例第2条の要件に該当すると認めるときは、当該消防団員等の顕彰金の授与について、知事に具申するものとする。</u></p> <p>2 前項の具申は、鳥取県消防顕彰金授与具申書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行なうも</p>

(殉職者特別顕彰金についての準用)

第 4 条 前条の規定は、殉職者特別顕彰金について準用する。

(審査会の設置)

第 5 条 略

(審査会の組織)

第 6 条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、防災監をもって充てる。

3 委員は、消防課長、職員課長、財政課長及び河川砂防課長をもって充てる。

(審査会の会長の職務等)

第 7 条 略

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第 8 条 略

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

のとする。

(1) 功績調書 (様式第 2 号)

(2) 履歴書 (様式第 3 号)

(3) 殉職又は障害の事実を確認した者の現認調書

(4) 世帯全員の住民票の写し (死亡の場合は、世帯全員の住民票の写し及び戸籍謄本)

(5) 診断書 (死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書)

(6) その他知事が必要と認める書類

(授与の決定等)

第 5 条 知事は、前条の具申があったときは、顕彰金の授与について決定し、当該顕彰金に係る具申を行った市町村等の長に通知するものとする。

(殉職者特別顕彰金についての準用)

第 6 条 第 3 条から前条までの規定は、殉職者特別顕彰金について準用する。この場合において、第 4 条第 1 項中「第 2 条」とあるのは「第 4 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(審査会の設置)

第 7 条 略

(審査会の組織)

第 8 条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は生活環境部長を、副会長は生活環境部次長をもって充てる。

3 委員は、職員課長、財政課長、消防防災課長及び河川課長をもって充てる。

(審査会の会長及び副会長)

第 9 条 略

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 10 条 略

様式第 1 号 (第 4 条、第 6 条関係)

鳥取県消防顕彰金授与具申書

年 月 日

職 氏 名 様

市町村等の長



顕 彰 金

下記の者に対し 顕彰金を授与されるよう関係書類を添えて申請します。

殉職者特別顕彰金

記

1 顕彰金

(1) 殉職者顕彰金

住 所	氏 名	続 柄	殉職者氏名

(2) 障害者顕彰金

所属機関名	階 級	氏 名

2 殉職者特別顕彰金

住 所	氏 名	続 柄	殉職者氏名

様式第2号(第4条、第6条関係)

功 績 調 書

1 所属機関名、階級、氏名及び生年月日

所属機関名 階 級
氏 名 生年月日

2 性 行

3 勤務状況

4 火災、水災等の概要

5 功労の内容

6 扶養親族の状況

続柄 氏 名 生年月日

7 その他参考事項

備考

1 4については、現場見取図、現場写真等を添付すること。

2 5については、詳細に記載すること。

様式第3号(第4条、第6条関係)

履 歴 書

本 籍

現住所

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

1 最終学歴

年 月 日

2 一般履歴

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日から

年 月 日まで

3 消防関係履歴

年 月 日から
 年 月 日まで
 年 月 日から
 年 月 日まで
 年 月 日から
 年 月 日まで

4 賞 罰

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人に関する情報）</p> <p>第6条 条例第9条第2項第2号ウの規則で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>（1）給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報</p> <p>（2）開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報</p> <p>（3）<u>警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員</u>の氏名</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（条例附則第3条第1項の規則で定める日）</p> <p>4 <u>条例附則第3条第1項に規定する規則で定める日は、平成14年3月31日とする。</u></p>	<p>（個人に関する情報）</p> <p>第6条 条例第9条第2項第2号ウの規則で定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>（1）給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報</p> <p>（2）開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正は、公布の日から施行する。